

公 告

袋井市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律第13条第4項で準用する第11条第1項の規定に基づき公告し、変更する農業振興地域整備計画の変更案及び変更しようとする理由を記載した書面（変更理由書）を下記1により縦覧に供します。

この農業振興地域整備計画の変更案において、袋井市の住民（袋井市内に事務所を有する法人を含む）で、この農業振興地域整備計画の変更案に対して意見があるときは、下記2により袋井市に意見書を提出することができます。

また、変更する農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更案において、農用地区域内にある土地の所有者等（所有者又はその土地に関し法律上保護される権原を有している者）で、この農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、下記3により袋井市に異議を申し出ることができます。

令和6年4月15日

袋井市長 大場 規 之



記

1 農業振興地域整備計画の変更案及び変更理由書の縦覧期間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

自 令和6年4月15日

至 令和6年5月15日

(2) 縦覧場所

袋井市役所農政課

袋井市新屋一丁目1番地の1

2 意見書の提出

(1) 提出先

袋井市役所農政課

袋井市新屋一丁目1番地の1

(2) 提出方法

袋井市役所農政課において配布する指定された意見書様式に必要事項を記入のうえ、提出先へ持参するか、郵送により提出してください。

(3) 提出期限

令和6年5月15日

(4) 提出にあたっての注意事項

提出先、提出方法、提出期限を遵守してください。

(5) 意見書の処理

提出された意見書については、その要旨及び処理結果と農業振興地域整備計画を変更した旨の公告と併せて公告します。

3 異議の申出

(1) 申出先

袋井市役所農政課

袋井市新屋一丁目1番地の1

(2) 申出方法

袋井市役所農政課において配布する指定された異議申出書様式に必要事項を記入のうえ申出先に持参するか、郵送により提出してください。

(3) 申出期限

令和6年5月30日

(4) 申出にあたっての注意事項

申出先、申出方法、申出期限を遵守してください。

袋井市農業振興地域整備計画変更案

袋井市農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画について、下記のとおり変更する。

記

地区	地区番号 区域番号	所在	変更内容	全体面積	変更面積
袋井	C-1	豊沢字仲原 143-10	除外	398.27 m ²	10 m ²
袋井	A-2	小山字北八反田 655-1外3筆	除外	10,577.69 m ²	3,329 m ²
袋井	D-1	岡崎字小束ケ谷 4747-122 の 一部外3筆	除外	19,822.76 m ²	15,301.76 m ²
袋井	D-1	山崎字三沢 5219-2	除外	541 m ²	541 m ²
袋井	D-2	浅羽字平芝 3416-34	除外	381.72 m ²	42 m ²

袋井市農業振興地域整備計画変更理由書

令和6年4月15日
静岡県袋井市

1. 農業振興地域整備計画の変更理由

経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたため、法第13条第1項及び法第13条第2項に基づき農業振興地域整備計画を変更する。

【具体的な理由】

本市は、経済社会諸活動が量的拡大から高付加価値化や構造改革等の質的变化へ転換する中で、商業集積や公共施設の設置による新都心の形成などの非農業的土地需要の増加が予想されている。

このようなことから、日本一健康文化都市を目指す本市にとって、均衡ある発展を図るためには計画的な土地利用の確保が重要となっており、特に、住居地や、事業用地の確保は、実情に合わせて多面的機能を持つ農地等を良好な状態で確保するためにも、農業振興地域制度の適切な運用を図ることが必要となっている。

今回の農業振興地域整備計画の変更は、集落の発展に資する住宅等の非農業的土地需要に対応して、農業振興地域の農用区域内において、自己用住宅敷地拡張（2件）、工場敷地拡張（1件）、発電所貯木場（1件）、分家住宅・事務所、作業所敷地（1件）の農業振興地域整備計画変更を行うものである。

2. 農用地利用計画の変更理由

整理番号	地区記号 区域番号	土地の所在地		変更区分 (除外・編入・用途変更)	変更理由	法令根拠
		大字・字	地番			
1	C-1	豊沢字仲原	143-10	除外	自己用住宅敷地拡張のため農用地区域から除外	法第13条第2項
2	A-2	小山字北八反田	655-1 外3筆	除外	工場敷地拡張のため農用地区域から除外	法第13条第2項
3	D-1	岡崎字小束ヶ谷	4747-122 の一部 外3筆	除外	発電所貯木場のため農用地区域から除外	法第13条第2項
4	D-1	山崎字三沢	5219-2	除外	分家住宅・事務所、作業所のため農用地区域から除外	法第13条第2項
5	D-2	浅羽字平芝	3416-34	除外	自己用住宅敷地拡張のため農用地区域から除外	法第13条第2項